

議案第20号

三田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

三田市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成23年2月22日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

三田市水道事業給水条例（昭和43年三田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項の表を次のように改める。

用途	区分 メータ 口径	基本料金 (1箇月 につき)	従量料金 (使用水量1立方メートルにつき)				
			第1段	第2段	第3段	第4段	第5段
一般 用 (公衆浴 場用及 び臨時 用以外 のもの をいう。)	20ミリ メートル以下	使用水量 10立方メ ートル以 下 1,250円	10立方 メートル を超え、 20立方メ ートルま での分 150円	20立方 メートル を超え、 30立方メ ートルま での分 180円	30立方 メートル を超え、 50立方メ ートルま での分 240円	50立方 メートル を超え、 100立方 メートル までの分 290円	100立 方メー トルを 超える 分 350円
	25ミリ メートル	1,790円	20立方 メートル までの分 150円				
	30ミリ メートル	4,670円					
	40ミリ メートル	5,930円					
	50ミリ	13,480円					

	メー ト ル						
	75 ミ リ メー ト ル	27,860 円					
	100 ミ リ メー ト ル	47,630 円					
	150 ミ リ メー ト ル	130,320 円					
公衆 浴場 用	—	300 立方メ ー ト ル 以 下 13,480 円	300 立方メートルを超える分 70 円				
臨時 用	—	6,800 円	700 円				

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の三田市水道事業給水条例第 26 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る基本料金について適用し、施行日前の使用に係る基本料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該基本料金は、日割りで算定する。
- 4 前項の規定により算定した料金の額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。